

評価の手法に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県社会福祉士会（以下、「**本会**」という。）が実施する福祉サービス評価等事業（以下、「**評価事業**」という。）に関する手法について必要な事項を定めることにより、適切に評価事業を実施することを目的とする。

(重要事項の説明及び契約)

第2条 本会は、評価を行おうとするときは、福祉サービス事業者（以下、「**事業者**」という。）に、評価の方法、料金、評価調査者の経歴及び資格、評価結果の取扱い等の重要事項を説明した上で、事業者との間に文書により契約を締結する。

(評価基準)

第3条 本会は、評価の実施にあたっては、沖縄県（以下、「**県**」という。）が定める評価基準により評価を実施する。

(関係者への説明)

第4条 本会は、評価の実施に先立ち、評価の趣旨、目的及び具体的な実施方法について、受審事業者の職員及び利用者に周知を図り、円滑な評価を実施できるよう配慮する。

(評価の実施)

第5条 1件の評価は、本会に所属する2人以上の評価調査者が一貫して実施する。

(評価の方法)

第6条 評価は、書面調査、訪問調査及び利用者調査結果に基づき行う。

- (1) 書面調査は、受審事業者及び当該事業者の職員による自己評価、当該事業者の組織及び事業の概要を示す書類等に基づき行う。
- (2) 訪問調査は、書面調査及び次号に規定する利用者調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って、運営や福祉サービスの実施状況を把握・検証する方法により行う。
- (3) 利用者調査は、当該事業者の福祉サービスに関する利用者の意向や満足度について、アンケート・聞き取り調査等により行う。

(評価の決定)

第7条 評価結果は、前条の調査結果に基づき、当該評価結果に携わったすべての評価調査者の合議により評価結果の決定を行うものとする。

- 2 本会は、評価結果を取りまとめたときは、受審事業者に報告し、その内容を説明するとともに、事実誤認等があれば必要に応じて修正する。その上で評価結果の公表について、評価結果の公表に関する同意書により、受審事業者の同意を得る。
- 3 受審事業者は、評価結果に異議があるときは、報告を受けた日から14日以内に資料を添えて評価機関に意見書を提出することができる。
- 4 前項の意見書が提出されたときは、本会は、その内容を審査し、相当の理由がある場合には、評価結果の変更を行う。

(評価結果等の報告)

第8条 本会は、評価結果が確定したときは、30日以内に、評価を実施した評価調査者、評価方法、評価結果等について、県に報告する。

(個人情報の取り扱い)

第9条 評価の過程で収集する情報は、評価実施に必要な最小限の情報とし、本会は評価以外の目的に使用しないこと及び保存年限到達後は速やかに廃棄することを、事業者と取り交わす契約書に明記し、遵守する。

附 則

この規程は、平成28年 10 月 21 日から施行する。